

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公表番号】特表2002-542691(P2002-542691A)

【公表日】平成14年12月10日(2002.12.10)

【出願番号】特願2000-612001(P2000-612001)

【国際特許分類】

H 04 M	11/00	(2006.01)
H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 L	9/32	(2006.01)

【F I】

H 04 M	11/00	3 0 2
H 04 M	1/00	R
H 04 L	9/00	6 7 3 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 身体を有する人間と情報システム(2)との間で秘密情報を交換する電気通信システムであって、前記情報システム(2)と相互通信を行い、前記人間を一意に区別する少なくとも一つの身体的特徴を識別する個人識別手段(14、15)を具備する電話(6)を備えることを特徴とするシステム。

【請求項2】 前記電話(6)が、固定式の電気通信ネットワーク(28)によって前記情報システム(2)に接続されることを特徴とする請求項1記載のシステム。

【請求項3】 前記電話(6)が、無線式の電気通信ネットワーク(28)によって前記情報システム(2)に接続されることを特徴とする請求項1記載のシステム。

【請求項4】 前記電話(6)が移動式であることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項5】 前記の個人識別手段が、前記人間の指紋の読み取り装置(14)を含むことを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項6】 前記の個人識別手段が、前記人間の網膜画像の読み取り装置(15)を含むことを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項7】 前記システムが、前記身体を有する人間の生理学的パラメータを測定する測定手段(3)を備えること、

前記電話(6)が、少なくとも、前記人間から得られる前記生理学的パラメータに対応する入力信号(a1)を前記情報システム(2)に送信し、かつ、前記情報システム(2)から返答として受信されるものに対応する出力情報(b、c)を、前記身体を有する人間に送信し、さらに、前記測定手段(3)および前記情報システム(2)と相互に接続される処理手段(4)を含むことを特徴とする請求項1から6のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項8】 前記測定手段(3)が、前記人間の身体条件を監視する心拍計を備えることを特徴とする請求項7記載のシステム。

【請求項9】 前記処理手段(4)がマイクロプロセッサ素子(5)を備えることと、

前記電話(6)が、ユーザから到達する入力信号(a1)の形式で少なくとも一つの情報を前記情報システム(2)に送信し、かつ、少なくとも、互いに接続されると共に前記測定手段(3)と相互に接続される第1インターフェース手段(7、8、9、10)を具備することとを特徴とする請求項7記載のシステム。

【請求項10】 前記電話(6)が、前記第1インターフェース手段(7、8、9、10)に接続されるデータ入力装置(13)を備え、前記人間が、該データ入力装置(13)を介して、データ(a2)の形式の情報を前記処理手段(4)に送信することを特徴とする請求項7記載のシステム。

【請求項11】 前記入力装置(13)が、前記電話(6)のキーパッドによって実現されることを特徴とする請求項10記載のシステム。

【請求項12】 前記入力装置(13)がバーコード読み取り装置を含むことを特徴とする請求項10記載のシステム。

【請求項13】 前記の個人識別手段(14、15)が、入力情報(a3、a4)の前記情報システム(2)への送信を前記人間の認識の下に置くために、前記第1インターフェース手段(7、8、9、10)に機能的に相互に接続されることを特徴とする請求項9から12のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項14】 前記電話(6)が、少なくとも、前記情報システム(2)から到達するデータ(b1、b2、b3)の形式の情報を前記人間に送信するために提供されるデータ出力装置(20、21、22)と接続する第2インターフェース手段(29、30、31)を備えることを特徴とする請求項1記載のシステム。

【請求項15】 前記出力装置がビデオ(20)であることを特徴とする請求項14記載のシステム。

【請求項16】 前記出力装置がディスプレイ(21)であることを特徴とする請求項14記載のシステム。

【請求項17】 前記出力装置がプリンタ(22)であることを特徴とする請求項14記載のシステム。

【請求項18】 前記出力装置が、前記電話(6)自体と一体化されることを特徴とする請求項14から17のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項19】 前記電話(6)が、少なくとも、前記情報システム(2)から到達する出力情報(c)に対応する信号(c1、c2、c3)の形式の出力情報を取り扱う装置(23、24)に接続される第3インターフェース手段(35、36、37)を備えることを特徴とする請求項1記載のシステム。

【請求項20】 前記出力装置が、前記信号(c1、c2、c3)を少なくとも格納することができる小型化回路を有する基板(23)を備えることを特徴とする請求項19記載のシステム。

【請求項21】 前記出力装置が、前記人間の生理学的パラメータの関数として調整され得る機能を有する機械(24、25)であることを特徴とする請求項19記載のシステム。

【請求項22】 前記機械が運動機械(24)であることを特徴とする請求項21記載のシステム。

【請求項23】 前記機械が、前記身体を有する人間と対話する電気器具(25)であることを特徴とする請求項19記載のシステム。

【請求項24】 前記情報システム(2)が、コンピュータ化データベースを含むことを特徴とする請求項1から23のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項25】 前記情報システム(2)が、ローカル形式でユーザに接続されることを特徴とする請求項24記載のシステム。

【請求項26】 前記情報システム(2)が、電気通信ネットワーク(28)によって接続される相手のユーザから離れていることを特徴とする請求項25記載のシステム。

【請求項27】 前記処理手段(4)が、前記電気通信ネットワーク(28)との対話性のためのソフトウェアを含むことを特徴とする請求項25記載のシステム。

【請求項 28】 前記ネットワークとの対話性のための前記ソフトウェアが、ウインドウズ（登録商標）CEであることを特徴とする請求項27記載のシステム。

【請求項 29】 前記処理手段（4）が、前記人間の生理学的状態パラメータに関する情報を処理しあつ管理するためのソフトウェアを含むことを特徴とする請求項1から28のいずれか一項に記載のシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

第1インターフェース手段7、8、9、10は、マイクロプロセッサ素子5と協働して、測定手段3の信号a<sub>1</sub>と、入力装置13によって、かつ／または、識別手段15、16を介して人間によって入力された情報a<sub>2</sub>、a<sub>3</sub>、a<sub>4</sub>とを適切に変換することによりオペレーティング・システムに理解可能な情報を、第1インターフェース手段7、8、9、10およびマイクロプロセッサ素子5を介して、情報システム2に入力することを可能にする。